

# 日本自転車振興会・日本小型自動車振興会について

平成17年10月3日  
経済産業省車両課

# 競輪の実施状況

〔根拠法〕

(平成17年9月1日現在)

・自転車競技法(昭和23年法律第209号)

〔競輪施行者数〕

・58施行者(6府県、46市、1村、5一部事務組合)

〔競輪選手数〕

・3,742人(S級1班・2班、A級1班～3班)

〔競輪場数〕

・47か所

〔場外車券売場数〕

・44か所(専用場外:36か所、前売専用場外:8か所)

〔競輪開催の回数・日数(平成16年度)〕

・599回、3,385日

〔競輪の種類〕

・7種類(GP、G、G、G、F、F、施設等改善競輪)

〔車券の種類〕

・7種類(2枠複、2枠単、2車複、2車単、3連複、3連単、拡大2連複(ワイド))

# 競輪の売上金の使途

的中車券への払い戻し

75.0%

売上金

983,160百万円

3.3%

1.1%

20.6%

公営企業金融公庫への納付金  
(地方財政法に基づく納付)

日本自転車振興会への交付金

平成15年度実績

< 内訳 >

- ・1号交付金: 1.6%  
(機械工業振興補助事業)
- ・2号交付金: 1.4%  
(公益事業振興補助事業)
- ・3号交付金: 0.3%  
(選手の登録、訓練等のための費用)

## 交付金の軽減について

- ・平成14年に交付金の軽減を図ったところであるが、その施行状況等について確認し、競輪・オートレースの更なる活性化策を検討するため、産業構造審議会・車両競技活性化小委員会において議論を開始したところ。
- ・平成17年度中を目処に、経営改善に努力する競輪・オートレースの施行者が報われる仕組みを作っていくとの観点から、交付金制度も含めて総合的に検討を進める予定。
- ・なお、他の公営競技と交付金率(平成15年度実績)を比較すると、競輪は3.0%、オートレースは2.9%、競艇は、3.3%となっている。

競輪施行者(地方公共団体)の収入

< 内訳 >

- ・開催経費 (人件費、広告宣伝費等)
- ・純収入

# オートレースの実施状況

〔根拠法〕

・小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)

(平成17年9月1日現在)

## 構造改革の状況

〔オートレース施行者数〕

・8施行者(2県、6市)

〔オートレース選手数〕

・486人(S級、A1級・A2級、B1級・B2級)

〔オートレース場数〕

・6か所

〔オートレース開催の回数・日数(平成16年度)〕

・78回、654日

〔オートレースの種類〕

・5種類(SG、G、G、普通開催、施設等改善レース)

〔車券の種類〕

・7種類(単勝、複勝、2連単、2連複、3連単、3連複、拡大2連複(ワイド))

- ・ オートレースについては、平成17年度から日本小型自動車振興会、各施行者を含めた業界全体で抜本的な構造改革を実施しているところ。
- ・ 具体的には、収益性の低い開催の削減による総開催日数の削減(648日→504日)、場外発売の拡大、選手賞金の削減(総額84億円→総額64億円)等を行い、各施行者の収益が上がる仕組みを作ることとしている。

(車券売上の状況)

平成16年度1日平均売上額：  
170,797.5千円

平成17年度1日平均売上額：  
216,519.1千円

(対前年度比26.8%UP)

各前年度4月から8月までの車券売上額をもとに算出

# オートレースの売上金の使途

的中車券への払い戻し

<平成15年度実績>

75.0%

売上総額  
127,069百万円

3.4%

1.1%

20.5%

日本小型自動車振興会への交付金

<内訳>

- ・1号交付金:1.6%  
(機械工業振興補助事業)
- ・2号交付金:1.3%  
(公益事業振興補助事業)
- ・3号交付金:0.5%  
(選手の登録、訓練等のための費用)

競輪施行者(地方公共団体)の収入

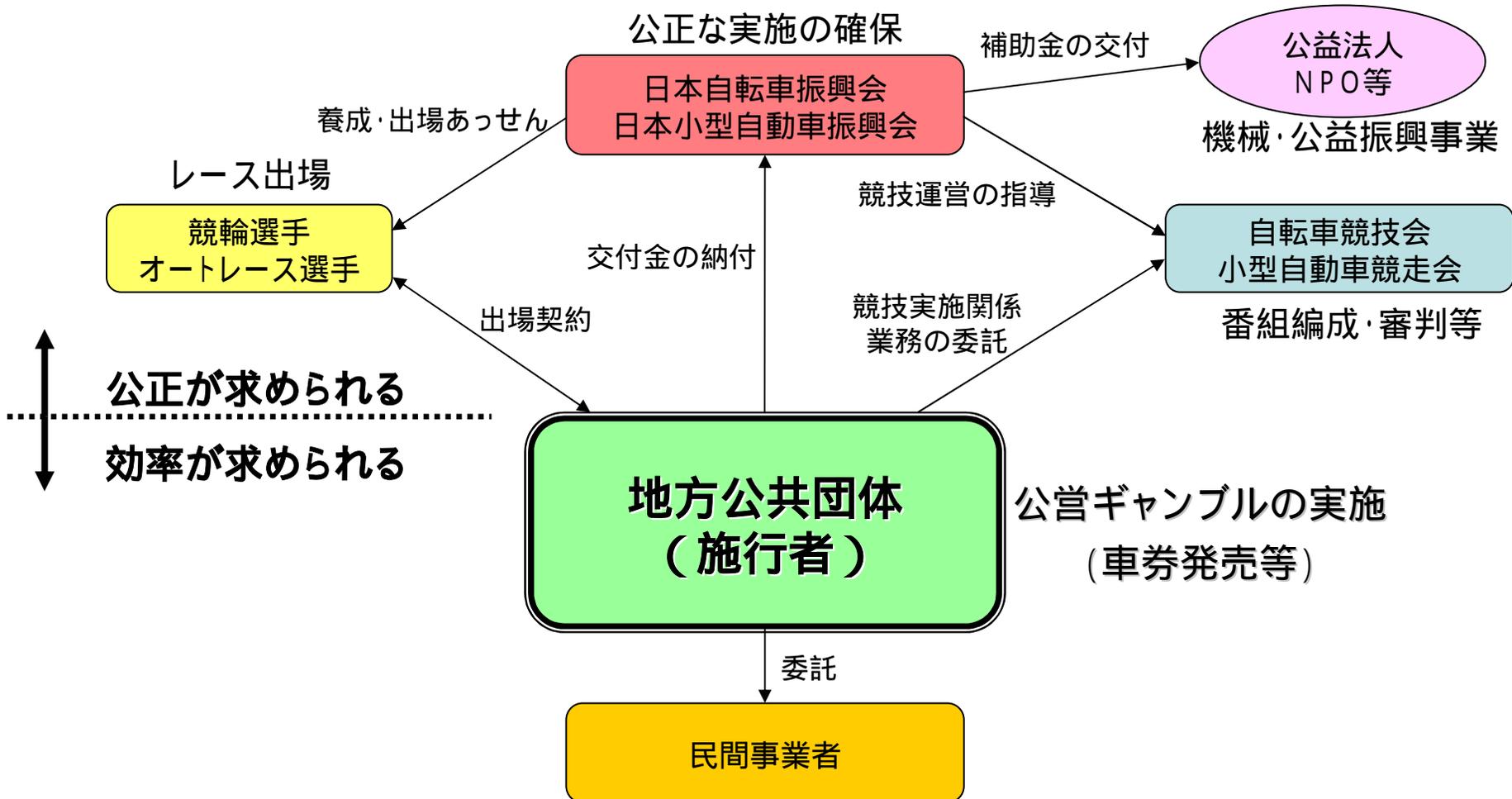
<内訳>

- ・開催経費(人件費、広告宣伝費等)
- ・純収入

公営企業金融公庫への納付金(地方財政法に基づく納付)

# 競輪・オートレースの実施体制

地方公共団体が施行者として公営ギャンブルを実施し、日本自転車振興会・日本小型自動車振興会は競輪・オートレースの公正な実施を確保するための事業(選手の養成・出場あっせん・運営指導等)及び社会貢献のための補助事業等を行っている。



# 日本自転車振興会の概要

## (1) 根拠法令

自転車競技法(昭和23年法律第209号)

## (2) 設立年月日

昭和32年10月1日

## (3) 目的

日本自転車振興会は、競輪の公正かつ円滑な実施を図るとともに、自転車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする。(自転車競技法第12条)

## (4) 事業内容

選手・審判員・競輪自転車の登録、検車員の認定

自転車競技会への指導

選手のおっせん

選手・審判員・検車員の養成、訓練

自転車その他機械工業に関する振興事業への補助事業

体育事業その他公益の増進を目的とする事業への補助事業 等

# 日本小型自動車振興会の概要

## (1) 根拠法令

小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)

## (2) 設立年月日

昭和37年10月1日

## (3) 目的

日本小型自動車振興会は、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るとともに、小型自動車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする。(小型自動車競走法第18条)

## (4) 事業内容

選手・審判員の検定・登録及び競走用小型自動車の登録

小型自動車競走会への指導

選手のおっせん

選手、審判員の養成・訓練

小型自動車その他機械工業に関する振興事業への補助事業

体育事業その他公益の増進を目的とする事業への補助事業 等

(参考) 日本自転車振興会・日本小型自動車振興会の組織

平成17年9月1日現在

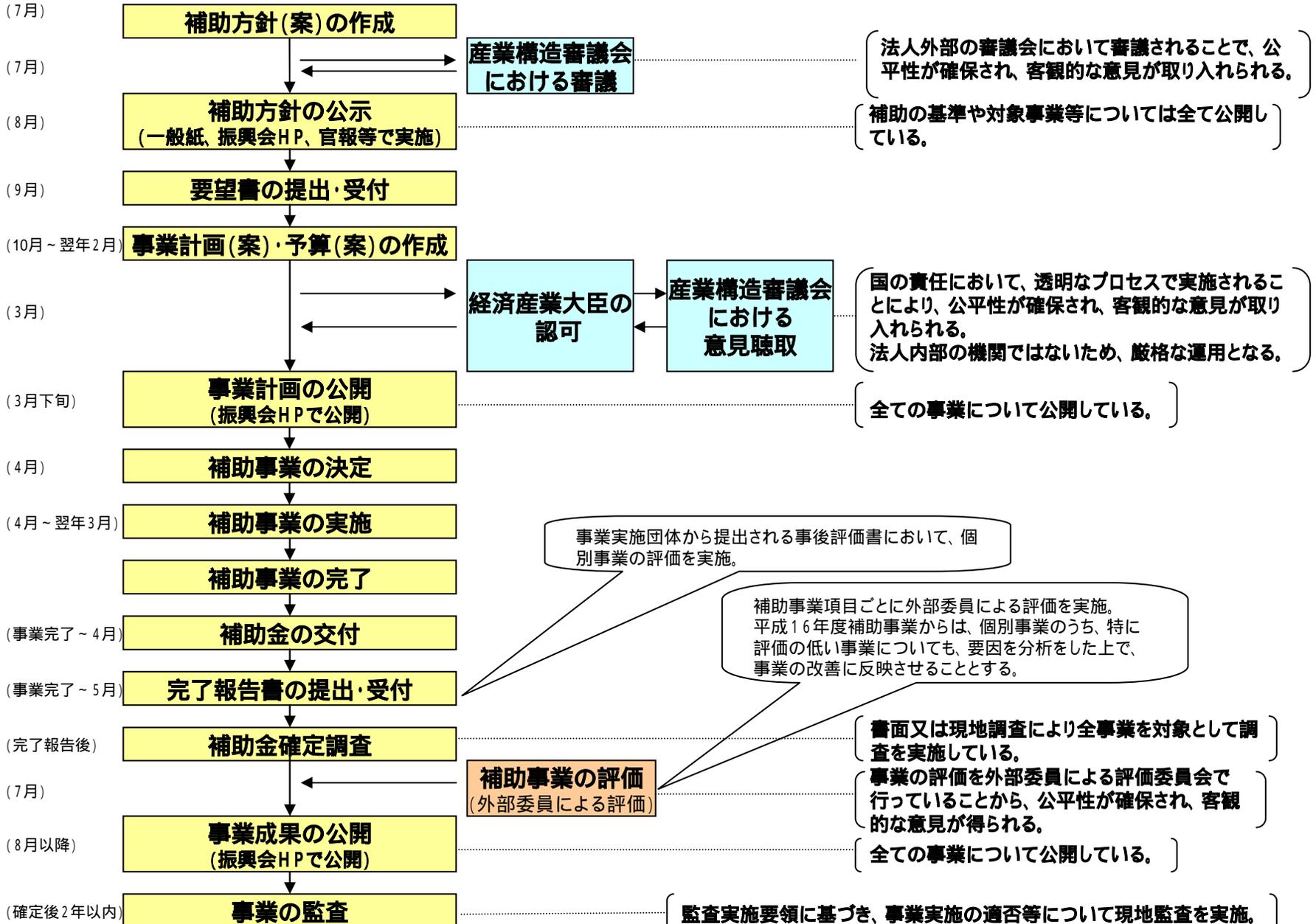
| 日本自転車振興会 |      |
|----------|------|
| 総務部      | 20人  |
| 企画事業推進部  | 20人  |
| 広報部      | 16人  |
| 業務部      | 29人  |
| 選手指導部    | 16人  |
| 日本競輪学校   | 20人  |
| 機械工業振興部  | 13人  |
| 公益事業部    | 17人  |
| 振興事業監査室  | 4人   |
| 合計       | 155人 |

| 日本小型自動車振興会 |     |
|------------|-----|
| 総務部        | 7人  |
| 企画部        | 13人 |
|            |     |
| 業務部        | 7人  |
|            |     |
| 選手養成所      | 1人  |
| 振興部        | 7人  |
|            |     |
| 振興事業監査室    | 1人  |
| 合計         | 36人 |

# 補助金交付事業について

## 補助金交付事業の流れ

【日本自転車振興会・日本小型自動車振興会】



# 両振興会の統合について

## 〔両振興会の統合に関する留意点〕

両競技は、競技の内容、競技場の形態、選手の養成方法、審判方法等、運営方法が全く異なっていることから、仮に統合した場合であっても、その効果は限定的。

競輪とオートレースを共に施行している地方公共団体はほとんどなく、両競技は競合関係にあるため、施行者間の競争意識も強い。むしろ、競い合うことで互いに発展を図ることが期待される。

両法人を統合した場合に、競輪の売上がオートレースの運営に用いられることについて競輪施行者の理解を得ることは困難。

オートレースの存在が希薄化するおそれもあり、オートレースの売上の更なる低下を招きかねない。特に、オートレース業界は平成17年度から抜本的な構造改革を実施したところであり、このような業界の改革努力を阻害することになるおそれがある。

## 〔現在の対応方針〕

経済産業省としては、現在、オートレース業界が一体となって取り組んでいる構造改革の結果も踏まえつつ、更に検討を進めていきたい。

# 両振興会の組織見直しの検討について

## 「特殊法人等整理合理化計画」

当面特殊法人とするが、集中改革期間内(平成18年3月31日まで)に組織の見直しを検討し、結論を得る。

### [組織の見直しにより特殊法人としない場合の留意点]

本来、ギャンブルは刑法で禁止されているが、国の強い監督の下、その収益を広く社会還元することを前提に刑法の特例として実施されているのが公営競技であり、国の監督が弱まると、公営競技の運営が不適切になる可能性がある。

(もともと「社団法人自転車振興会連合会」であったが、競輪場における事件の発生等に十分対応できなかったことを背景に、参議院商工委員会及び通産省競輪運営審議会において「監督を強化し、競輪の健全な運営を図るよう善処しなければならない」等の指摘が行われ、昭和32年に法律を改正して特殊法人とした経緯がある。)

施行者、競技会・競走会、選手の間、また施行者の間で利害が一致しないことがあるため、その利害調整の役割を担う日自振・日動振が客観性を有しない組織となると、選手あっせん等の意思決定を円滑・公平に行うことは困難になる。また、競輪・オートレースの補助金は、競技を行っている自治体だけではなく、全国的にその収益を還元するために行われているものであるが、特殊法人の見直しを行い、競技を行う一部の自治体が運営する新たな組織が補助金の交付先を決定することになると、全国的に公平な補助事業の実施を行うことは困難になる。

### [現在の対応方針]

競輪・オートレースを活性化するという観点から、どのような組織形態が最も望ましいか、検討しているところ。